

福岡県後期高齢者医療広域連合

広 域 計 画

平成 20 年 2 月改定

目 次

はじめに	P 1
Ⅰ 広域計画の趣旨	P 2
Ⅱ 広域計画の期間及び改定	P 2
Ⅲ 医療費の現状	P 2
Ⅳ 目標	P 2
Ⅴ 具体的方策	P 3
1 広域連合及び構成市町村が行う事務	
2 保険財政等の安定化及び医療費の適正化	

はじめに

平成 18 年 6 月、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）」が公布されました。この法律は、国民の医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療の提供体制を確立すること、国民皆保険を将来にわたり持続可能なものにすることを目的としています。基本的な考え方として、

- 1 安心・信頼の医療の確保と予防の重視
 - 2 医療費適正化の総合的な推進
 - 3 超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現
- を掲げています。

この法律により、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、老人保健制度に替わって、平成 20 年 4 月から、75 歳以上の後期高齢者等を被保険者とする新たな「後期高齢者医療制度」が、創設されることになりました。

この改正は、各保険者間の責任の明確化や費用負担の世代間の公平性を考慮したものであり、また、制度運営での財政の安定化を図るため、県内のすべての市町村が加入する広域連合（地方自治法第 284 条第 3 項）で運営することとされ、福岡県においても、平成 19 年 3 月 30 日に「福岡県後期高齢者医療広域連合」が設立されました。

福岡県後期高齢者医療広域連合及び構成市町村は、後期高齢者の心身の特性及び生活実態に依じて、必要かつ適切な医療サービスの提供が図られるよう、互いに連携して後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めてまいります。

I 広域計画の趣旨

広域計画は、広域連合及び構成市町村が、相互にその役割を担い、連携を図りながら、総合的かつ計画的に広域行政事務を行うための基本的な指針として策定するものです。

II 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とし、計画期間の満了年度に見直しを行うこととします。

ただし、広域連合長が必要と認めた場合には、随時改定を行います。

III 医療費の現状

老人保健制度における老人医療費は、高齢化の進展や医療技術の高度化等に伴い大幅に伸びております。

福岡県内の1人当たり老人医療費は、96万5,415円（平成16年度）であり、全国平均の約1.2倍になっています。

後期高齢者医療制度は、保険料、医療保険各制度の支援金（現役世代の支援金）及び公費等で後期高齢者の医療費をまかなう仕組みとなっており、将来にわたって安定的に医療制度を維持していくためには、保険料や現役世代の負担が過重なものにならないようにしていくことが重要になっています。

IV 目標

広域連合及び構成市町村は、後期高齢者（被保険者）の心身の特性及び生活実態に応じて、必要かつ適切な医療サービスを提供することを目標として、制度の運営にあたります。

具体的には、

- ① 広域連合及び構成市町村が行う事務分担について、被保険者の利便性等に配慮の上で定め、互いに連携して円滑な運営に努めます。
- ② 将来にわたって安定的に医療制度を維持していくために、保険財政の安定化及び医療費の適正化に努めます。

V 具体的方策

1 広域連合及び構成市町村が行う事務

広域連合及び構成市町村が行う事務等について、次のとおり定めます。

(1) 広域連合が行う事務

- ① 被保険者の資格の管理に関する事務
- ② 医療給付に関する事務
- ③ 保険料の賦課に関する事務
- ④ 保健事業に関する事務
- ⑤ その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

※ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務を除く。

(2) 構成市町村が行う事務

- ① 保険料の徴収に関する事務
- ② 各種の申請及び届出の受付に関する事務
- ③ 被保険者証及び資格証明書等の引渡し・返還の受付に関する事務
- ④ ①～③に付随する事務

(3) 広域連合及び構成市町村の連携協力

広域連合及び構成市町村は、相互の事務が円滑に進められるよう情報提供その他必要な協力を行うとともに、後期高齢者医療制度に係る広報の実施及び被保険者等からの相談等について、連携を図り協力して対応に努めます。

2 保険財政等の安定化及び医療費の適正化

広域連合は、保険財政等の安定化及び医療費の適正化について、次のとおり取り組みます。

(1) 保険財政等の安定化

① 計画的な保険財政運営

綿密な推計による被保険者数や医療費等の見通しに基づき、保険料及び公費負担金等の見込額を算定し、計画的な財政運営に努めます。

また、国及び県と連携し、財政リスクの軽減措置を図ります。

② 効率的な事務運営等の推進

費用対効果を十分に踏まえて、簡素で効率的な事務の運営等に努めます。

(2) 医療費の適正化

医療費の水準は、地域における疾病の発生状況や患者の受診動向のほか、地域における医療提供体制、保健事業等とも関係しており、こうした状況を踏まえ、関係機関と連携して医療費の適正化に係る取り組みを推進していきます。

また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく福岡県医療費適正化計画の策定に参画し、今後の医療費適正化のあり方について協議検討していきます。

※ 広域連合及び構成市町村が行う主な事務

・ 被保険者の資格の管理に関すること

	広域連合の事務	市町村の事務
資格の取得、喪失等	認定	届出の受付
65歳以上の障害認定	認定	申請の受付
被保険者証	交付決定、回収	引渡し、返還の受付
資格証明書	交付決定、回収	引渡し、返還の受付

・ 医療給付に関すること

	広域連合の事務	市町村の事務
現役並み所得者に係る基準収入額の適用	適用	申請の受付
一部負担金の減免・徴収猶予	決定	申請の受付
療養費・特別療養費・移送費・高額療養費・高額介護	決定・支給	申請の受付

合算療養費・入院時食事療養費・入院時生活療養費		
葬祭費	決定・支給	申請の受付
特定疾病認定	認定	申請の受付
特定疾病療養受療証	交付決定、回収	引渡し、返還の受付
低所得者の一部負担金に係る限度額の適用及び食事・生活療養標準負担額の減額認定	適用・認定	申請の受付
限度額適用・標準負担額減額認定証	交付決定、回収	引渡し、返還の受付
第三者行為による給付	損害賠償金の徴収	届出の受付
給付制限	決定	—

・ 保険料に関すること

	広域連合の事務	市町村の事務
賦課	賦課決定	通知書の引渡し
徴収	—	徴収・督促・滞納処分
保険料に関する申請等	決定	受付、通知書の引渡し

・ 医療費適正化に関すること

	広域連合の事務	市町村の事務
医療費通知	作成・送付	—
診療報酬明細書	点検	—